

第8号様式（第8条第1項関係）

平成28年 4月 28日

三重県議会議長 中村 進一 様

氏 名 藤田 宜三 

平成27年度政務活動費に係る収支報告について

三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり平成27年度（5～3月分）政務活動費収支報告書を提出します。

平成27年度 政務活動費収支報告書

氏 名 藤田 宜三

1 区 分 議員分
 2 報告対象期間 平成27年5月1日 ~ 平成28年3月31日
 3 収 入 政務活動費 1,980,000円
 4 支 出

経 費	支 出 額	内 訳		備 考
		支出科目	支 出 額	
調査研究費	75,960円	旅費	72,960円	
		需用費	0円	
		委託料	0円	
		負担金	3,000円	
		その他	0円	
研修費	3,750円	旅費	3,750円	
		報償費	0円	
		需用費	0円	
		使用料	0円	
		負担金	0円	
		その他	0円	
広聴広報費	683,619円	旅費	7,050円	
		需用費	412,560円	
		通信運搬費	255,842円	
		その他	8,167円	
要請陳情等活動費	7,350円	旅費	7,350円	
		需用費	0円	
		その他	0円	
会議費	14,100円	旅費	14,100円	
		需用費	0円	
		使用料	0円	
		負担金	0円	
		その他	0円	
資料作成費	0円	需用費	0円	
		手数料	0円	
		その他	0円	
資料購入費	239,376円	図書購入費	60,901円	
		その他資料購入費	178,475円	
事務所費	589,980円	賃借料	519,750円	
		管理運営費	70,230円	
		その他	0円	
事務費	0円	需用費	0円	
		通信運搬費	0円	
		その他	0円	
人件費	400,000円	人件費	400,000円	
合 計	2,014,135円			

5 残 余 △34,135円

21600002

平成27年度の政務活動の実施概要報告書

議員名 藤 田 宜 三

政務活動の主な内容、成果等

1 障がい者就労政策について

障害者の就労を促進するため県では“ステップアップカフェ こっち菜”を設置し、彼らの働く姿を県民に知らせると共に、経営者に障がい者の就労に理解を深めていただくための施策を行い、一年と3か月が過ぎ好評を得ている。また発展的な施策として、鈴鹿市に於いてその系列の店“こっち菜 Deli”が市の支援を受けスタートした。この店長は“こっち菜”で訓練を受け、その能力を発揮して運営を行っている。障がい者就労のモデル的存在といえる。

この事業に積極的に関わる事が出来た。

北海道における農福連携の実態調査を行った。行政、A型作業所、惣菜企業の連携による事業展開を行っている成功例で、商品の出口を明確にすることの重要性を再認識した。

また県下に於いて、設立に関わった一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会が発足し、活動を開始した。今後の活躍を期待したい。

2 農業政策

専業農家への聞き取りを行った。将来に対する不安がたいへん大きい。

特にTPPの大筋合意がなされた年末以降の意見は、怒りと半ば諦めの意見が交錯をしていた。そのTPPの内容については、開示されていない部分もあるが、情報の収集に努めた。国会決議がどの程度守られているのか、またその対策が充分であるのか、次年度の課題と言える。

また県民（消費者）目線で考えても、食品添加物や遺伝子組み換え産物などに関する規制に於いて、日本の安全基準とTPPの基準との違い、特に厳しい基準を設ける際その科学的正当性の証明責任は我が国が負う事となり、規制する事が難しくなる。つまり安全を考えると、“望ましい”だけで規制することが不可能になる。最悪の場合、関係する企業よりISDS規定により国が補償を要求される事態も皆無でない。同時に、食料自給の点からも農業に対し思い切った対策が求められていると感じた。

3. 東日本大震災による復興支援

昨年に引き続き支援を行った。会派に於いてもその重要性は認識されており、個々の分野で支援活動を進めている。女川町では石巻線女川駅舎が完成をし、広場の緑化について支援を行った。また女川町の小学生の拾ったドングリが三重県の小学校で芽を出し育てられており、女川町に植樹される日も近いと思われる。

また、今年度には石巻市を初めて訪問し、支援についての話し合いを開始した。来年度には新しい展開を期待している。

4. 県政レポートの発行

県政レポート N05 を作成、配布を行った。今年度は初めての試みとして、自治会の役員約 1000 名に郵送により届けることにした。役員からの反応も良く、県政の内容はもとより、議員活動について理解を深める効果があったと考えている。

調査研究費

21600005

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三		
用務	県行政について聞き取り		
日程	平成27年5月14日 ~ 平成27年5月14日		
行き先	鈴鹿市内(鈴鹿建設事務所)		
金額	3,600円		
支出内訳	1 旅費		合計 3,600円
	自家用車使用1 5/14-5/14 自宅 ⇄ 鈴鹿建設事務所(30円/km × 20km)		600円
	政務雑費1 5/14-5/14 (3,000円/日 × 1日)		3,000円
備考			

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者名	三重県議会議員 藤田 宜三			
用務	地域要望聞き取り			
日程	平成27年6月13日 ~ 平成27年6月13日			
行き先	鈴鹿市内(栄)			
金額	4,050円			
支出内訳	1 旅費			合計 4,050円
	自家用車使用1	6/13-6/13	自宅 ⇄ 磯山(30円/km × 35km)	1,050円
	政務雑費1	6/13-6/13	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

21600007

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三 		
用務	地域要望聞き取り		
日程	平成27年6月15日 ~ 平成27年6月15日		
行き先	鈴鹿市内(若松)		
金額	3,900円		
支出内訳	1 旅費		合計 3,900円
	自家用車使用1	6/15-6/15 自宅 ⇄ 若松(30円/km × 30km)	900円
	政務雑費1	6/15-6/15 (3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考			

21600008

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三			
用務	地域要望聞き取り			
日程	平成27年7月11日 ~ 平成27年7月11日			
行き先	鈴鹿市内(加佐登)			
金額	3,240円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,240円
	自家用車使用1	7/11-7/11	自宅 ⇄ 加佐登(30円/km × 8km)	240円
	政務雑費1	7/11-7/11	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

21600009

旅費等支出計算書

(区分: 議員分) (経費区分: 調査研究費)

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三	藤田
用務	三重県地方創生戦略会議 聴講	
日程	平成27年9月10日 ~ 平成27年9月10日	
行き先	津市内(地方自治労働文化センター)	
金額	7,200円	
支出内訳	1 旅費 合計 7,200円 運賃等1 9/10-9/10 高速代 鈴鹿 ⇄ 津 1,800円 自家用車使用1 9/10-9/10 自宅 ⇄ 津市内(30円/km × 80km) 2,400円 政務雑費1 9/10-9/10 (3,000円/日 × 1日) 3,000円	
備考		

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 鈴鹿
料金所(至) 津

15年 9月10日
13時 1分

通行料金 ¥900-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
11091-07052-64551

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/> にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 津
料金所(至) 鈴鹿

15年 9月10日
16時 0分

通行料金 ¥900-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
11091-07138-04661

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/> にアクセスして下さい。

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三		
用務	県行政聞き取り。地域医療についての検討会		
日程	平成27年9月14日 ～ 平成27年9月14日		
行き先	津市内(議会棟) 鈴鹿市内(江島)		
金額	8,160円		
支出内訳	1 旅費		合計 8,160円
	運賃等1	9/14-9/14 高速代 鈴鹿 ⇄ 津	1,800円
	自家用車使用1	9/14-9/14 自宅 ⇄ 議会棟(30円/km × 80km)	2,400円
	自家用車使用2	9/14-9/14 自宅 ⇄ 江島(30円/km × 32km)	960円
	政務雑費1	9/14-9/14 (3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考			

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 料金所(自) 鈴鹿 料金所(至) 津 15年 9月14日 8時25分 通行料金 ￥900- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 11091-49618-11055 本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-user.jp/ にアクセスして下さい。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 料金所(自) 津 料金所(至) 鈴鹿 15年 9月14日 17時6分 通行料金 ￥900- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 11091-49911-75059 本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-user.jp/ にアクセスして下さい。
---	--

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者名	三重県議会議員 藤田 宜三			藤田
用務	新名神の進捗状況の聞き取り			
日程	平成27年9月16日 ~ 平成27年9月16日			
行き先	ネクスコ四日市事務所			
金額	3,750円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,750円
	自家用車使用1	9/16-9/16	自宅 ⇄ ネクスコ(30円/km × 25km)	750円
	政務雑費1	9/16-9/16	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

21600012

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者名	三重県議会議員 藤田 宜三			
用務	中小企業経営、景気動向について聞き取り			
日程	平成27年10月22日 ~ 平成27年10月22日			
行き先	鈴鹿市内(加佐登)			
金額	3,450円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,450円
	自家用車使用1	10/22-10/22	自宅 ⇄ 加佐登 (30円/km × 15km)	450円
	政務雑費1	10/22-10/22	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

旅費等支出計算書

(区分: 議員分) (経費区分: 調査研究費)

旅行者名	三重県議会議員 藤田 宜三	
用務	県行政聞き取り(総務、農林)	
日程	平成27年10月23日 ~ 平成27年10月23日	
行き先	議会棟	
金額	4,200円	
支出内訳	1 旅費 合計 4,200円 運賃等1 10/23-10/23 高速代 鈴鹿 ⇄ 津 1,800円 自家用車使用1 10/23-10/23 自宅 ⇄ 議会棟 (30円/km × 80km) 2,400円	
備考		

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 鈴鹿
料金所(至) 津

15年10月23日
8時30分

通行料金 ¥900-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
11102-30677-73919

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/> にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 津
料金所(至) 鈴鹿

15年10月23日
10時40分

通行料金 ¥900-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
11102-30752-58721

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/> にアクセスして下さい。

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三		
用務	三重県植木祭りにて要望聞き取り		
日程	平成27年10月24日 ~ 平成27年10月24日		
行き先	鈴鹿市内(加佐登)		
金額	3,240円		
支出内訳	1 旅費		合計 3,240円
	自家用車使用	10/24-10/24 自宅 ⇄ 鈴鹿フラワーパーク(30円/km × 8km)	240円
	政務雑費	10/24-10/24 (3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考			

21600015

旅費等支出計算書

(区分: 議員分) (経費区分: 調査研究費)

旅行者名	三重県議会議員 藤田 宜三		
用務	県行政聞き取り		
日程	平成27年10月28日 ~ 平成27年10月28日		
行き先	議会棟		
金額	2,960円		
支出内訳	1 旅費		合計 2,960円
	運賃等1	10/28-10/28 高速代 関 → 津	560円
	自家用車使用1	10/28-10/28 (30円/km × 80km)	2,400円
備考			

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 伊勢関
料金所(至) 津

15年10月28日
14時 0分

通行料金 ¥560-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
11102-85022-37883

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/> にアクセスして下さい。

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三		
用務	鈴鹿環状線 国府地区検討会にて要望聞き取り		
日程	平成27年11月4日 ~ 平成27年11月4日		
行き先	鈴鹿市内(国府)		
金額	3,900円		
支出内訳	1 旅費		合計 3,900円
	自家用車使用11/4-11/4 自宅 ⇄ 鈴鹿市内(国府) (30円/km × 30km)		900円
	政務雑費1 11/4-11/4 (3,000円/日 × 1日)		3,000円
備考			

21600017

旅費等支出計算書

(区分: 議員分) (経費区分: 調査研究費)

旅行者 氏名	三重県議会議員 藤田 宜三		
用務	オランダとの連携に向けてのセミナー参加。三重県障がい者就農支援協議会。土地改良について要望聞き取り		
日程	平成27年11月6日 ~ 平成27年11月6日		
行き先	津市内(総合文化センター)三重県四日市庁舎		
金額	6,010円		
支出内訳	1 旅費		合計 6,010円
	運賃等1	11/6-11/6	高速代 鈴鹿 → 芸濃 670円
	自家用車使用1	11/6-11/6	(30円/km × 78km) 2,340円
	政務雑費1	11/6-11/6	(3,000円/日 × 1日) 3,000円
備考			

ご利用ありがとうございます。
利 用 証 明 書



料金所(自) 鈴鹿
料金所(至) 芸濃

15年11月 6日
12時21分

通行料金 ¥670-
(ETC割引額)

車種 1

取扱番号
11110-60547-61615

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/> にアクセスして下さい。

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者名	三重県議会議員 藤田 宜三			
用務	鈴鹿エフエムの防災、子育て番組等について検討			
日程	平成27年12月18日 ～ 平成27年12月18日			
行き先	鈴鹿市内(国府 鈴鹿エフエム)			
金額	3,600円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,600円
	自家用車使用1	12/18-12/18	自宅 ⇄ 住吉(30円/km × 20km)	600円
	政務雑費1	12/18-12/18	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

第10号様式 (第9条第1項第2号関係)

旅費等支出計算書

(区分: 議員分) (経費区分: 調査研究費)

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三			
用務	地域要望聞き取り			
日程	平成28年1月11日 ~ 平成28年1月11日			
行き先	鈴鹿市内(稲生)			
金額	3,900円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,900円
	自家用車使用1	1/11-1/11	自宅 ⇄ 稲生(30円/km × 30km)	900円
	政務雑費1	1/11-1/11	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

21600020

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者 氏名	三重県議会議員 藤田 宜三			
用務	地域要望聞き取り			
日程	平成28年1月20日 ~ 平成28年1月20日			
行き先	鈴鹿市内(玉垣)			
金額	3,900円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,900円
	自家用車使用1	1/20-1/20	自宅 ⇄ 玉垣(30円/km × 30km)	900円
	政務雑費1	1/20-1/20	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

21600021

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者 氏名	三重県議会議員 藤田 宜三	
用務	街創りの検討	
日程	平成28年1月26日 ~ 平成28年1月26日	
行き先	鈴鹿市内(若松)	
金額	3,900円	
支出内訳	1 旅費	合計 3,900円
	自家用車使用1 1/26-1/26 自宅 ⇄ 清水清三郎商店(30円/km × 30km)	900円
	政務雑費1 1/26-1/26 (3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考		

21600022

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：調査研究費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年3月17日
金額	3,000円
支払先	三重県地方自治研究センター
支出内容	会費
備考	

領 収 証

藤田 宜三

様 No.

★ ￥3,000-

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /
消費税額等(%)

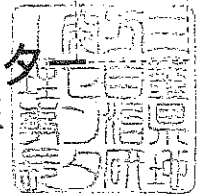
但 2015年度 会費

H28 年 3 月 17 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

三重県地方自治研究センター

理事長 北岡 勝 征



研 修 費

21600024

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：研修費）

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三		
用務	花きの現状と経営強化に向けて講演会聴講		
日程	平成28年3月3日 ~ 平成28年3月3日		
行き先	四日市市内(三重北農協本店ビル)		
金額	3,750円		
支出内訳	1 旅費		合計 3,750円
	自家用車使用1	3/3-3/3 自宅 ⇄ 三重北農協本店 (30円/km × 25km)	750円
	政務雑費1	3/3-3/3 (3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考			

21600025

費報廣聽

第10号様式(第9条第1項第2号関係)

旅費等支出計算書

(区分: 議員分) (経費区分: 広聴広報費)

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三	
用務	県政報告会	
日程	平成28年1月22日 ~ 平成28年1月22日	
行き先	鈴鹿市内(久間田)	
金額	3,150円	
支出内訳	1 旅費 合計 3,150円 自家用車使用1 1/22-1/22 自宅 ⇄ 下大久保集落センター(30円/km × 5km) 150円 政務雑費1 1/22-1/22 (3,000円/日 × 1日) 3,000円	
備考		

21600027

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：広聴広報費）

旅行者 氏名	三重県議会議員 藤田 宜三	
用務	県政報告会	
日程	平成28年2月14日 ~ 平成28年2月14日	
行き先	稲生公民館、竹野公会堂	
金額	3,900円	
支出内訳	1 旅費	合計 3,900円
	自家用車使用12/14-2/14 自宅→稲生公民館→竹野公会堂→自宅 (30円/km × 30km)	900円
	政務雑費1 2/14-2/14 (3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考		

21600028

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：広聴広報費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年3月14日
金額	66,665円
支払先	(株)ゼロエンショップ
支出内容	メール便代金(県政レポート 自治会役員宛分)
備考	995通分

領収証

藤田 宜三

様 No. _____

★

66,665.-

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但 メール便にて

(995通)

H28年3月14日 上記正に領収いたしました

収入印紙



〒512-0911 四日市市生桑町1564番地

株式会社 ゼロエンショップ

代表取締役 道上 香

TEL 059-340-3235

FAX 059-340-3275

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：広聴広報費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年3月18日
金額	412,560円
支払先	あこう印刷
支出内容	県政レポート印刷費
備考	県政レポートNO5作製

領 収 書

No.

藤田 さん 様

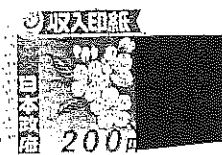
平成 28 年 3 月 18 日

金 額	百	千	円
7412560			

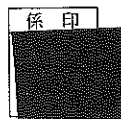
但し 印刷代

上記の金額正に領収致しました

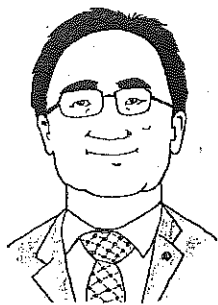
AT 有限会社 **あこう印刷**
〒514-0026 三重県津市新東町
TEL(059) 228-7311
FAX(059) 228-7313



内 訳	現金	✓
	小切手	
	手形	
	銀行振込	



21600030



三重県議会議員

藤田よしみ

Vol.5

県政レポート

ふじた宜三事務所 ● 〒513-0909 鈴鹿市西条6丁目105-1D TEL:059-384-5858

fujitayoshimi09@gmail.com FAX:059-384-5502

今年度は統一地方選において、多くの皆様のご支援を頂きました。そのご期待に応えるべく、第三期目の9カ月は、日々ご意見やご要望をいただいております地元鈴鹿市の山積する課題に精力的に活動して参りました。

また、県議会では、早々に一般質問の機会も得ることができました。更に、これまでの豊富な議員経験を発揮できる「環境生活農林水産常任委員会」「予算決算常任委員会」に所属し、着実に成果を出せるよう取り組んでおります。会派の新政みえにおいても政策局委員長を引き続き担当することになり、本年もこの重責を全うする所存です。

県政に関連する組織では、このたび「四日市港管理組合議会」の議長を拝命し、より大きな責任ある役割を賜っております。益々、多忙な日々となりますが、一つ一つきめ細かな活動でお役に立て参りますので、どうか倍旧のご指導ご鞭撻を頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

① 一般質問

平成27年9月24日



①伊勢志摩サミット戦略と財政計画 平成28年5月に開催される伊勢志摩サミットについて「一過性」に終わらせないための具体的な戦略と、国に対して支援を含め財政計画について質問をしました。それに対し財政面を含め今年末までには明らかにしていく旨の回答を頂きました。

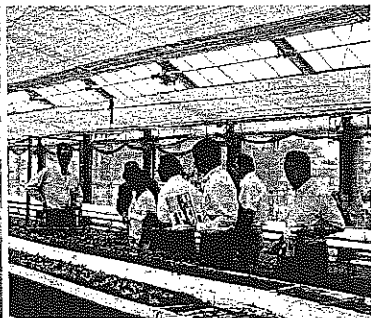
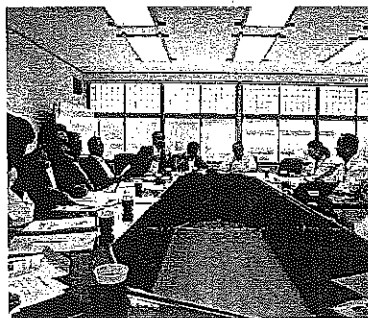
②障がい者支援 「障がい者権利条例」を制定する必要性について、また、自立に向け就労支援の体制の充実に向けて担当部局の連携強化、「障がい者就業・生活支援センター」の体制強化について質問、要望をしました。

これに対し、権利条約については検討を進め、また担当部局の連携及び、協議会の体制強化を進めて行く旨の回答を頂きました。

③ものづくり鈴鹿に工業科高校を ものづくり鈴鹿市に工業科のある高校がありません。普通科高校の中に地域の企業での実習をも単位と認める工業科を新設することで、地元企業への就労促進により、若者の地元定住に繋がるのではないかと、という質問をしました。工業科の新設はハードルが高いが、工業コースの可能性は検討の余地があるとの回答を頂きました。

② 環境生活農林水産常任委員会

TPPが大筋合意され、確実に農業、農村に影響が出る事は間違いありません。短期的な対策にとどまらず、一定以上の規模の農家が経営を継続していき、食料生産の社会化に向けた取り組みをしていく事が重要と考えます。農業と福祉の連携により障がい者就労を進める現場を視察しました。農業生産者とその生産物の活用者と行政の連携による新しい試みに、是非成功を期待したいと思いました。



③ 四日市港管理組合議会



平成27年6月5日 に議長に選任されました。

四日市港は平成25年データによると、全国15位(コンテナの取扱量では全国10位)の取扱量を誇っています。その四日市港を三重県と四日市市による組合で管理を

しています。そのチェックを当議会が行っており、その責任は重いものと考えております。

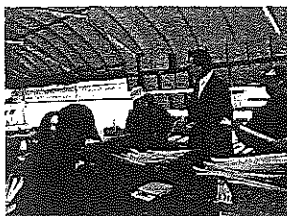
第一に周辺地域の産業の発展に向け、その物流に貢献する事、同時に安全で安心して利用が出来る事、また地域の環境を守りながら市民県民に開かれた港にするという戦略計画に向け、色々な提案を致しております。

④ 三重多文化共生を考える議員の会

私たち日本人は、古来より外国の文化を吸収し、独自の文化に仕上げるのが得意でした。三重県には50000人弱の外国籍の皆さんが住んでみえます。

この会は、これらの皆さんを受け入れることで私たちの生活をもっと豊かにするための施策を考えています。特にコミュニケーションを深めるための日本語教育は重要です。この間の検討の中で、幼児期の教育が重要であることが解ってきたため、有志で横浜市の日本語支援について調査に行きました。子供とその母親に対する支援の方法について今後も調査・検討を進めて行きます。





多文化共生の観点から杉村園芸ベトナム人実習生の職場訪問。ベトナム語での生活案内を充実して欲しいと要望を頂きました。



新名神H30年供用に向け、椿小学校北のパーキングエリアの工事が進んでいます。併用させるスマートインターの活用で地域活性化施策を実現していきます。



鈴鹿山麓には獣害が多く大きな課題となっております。とりわけ今年は鹿による被害が多かったと猟友会の皆さんから状況を伺いました。



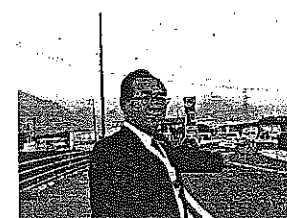
椿小学校への通学路は、橋の部分の道路が狭く危険なため、歩道用の橋の新設を県土整備部に要望し、間もなく工事が始まります。



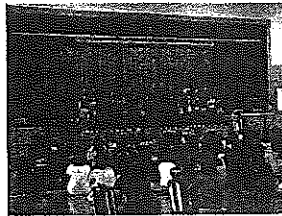
新名神の野登トンネルが貫通しました。新掘削工法の採用、安全第一体制等、関係者の皆様のご努力とご苦労に感謝申し上げます。



鈴峰地区生活道路の交通安全対策を推進し、県道神戸ー長沢線までで止まっている306号線バイパスの延伸工事が始まりました。



県道神戸ー長沢線。フラワー道路より東名阪鈴鹿ICに向け4車線化のために、地権者調整に助力し、このたび測量設計が始まりました。



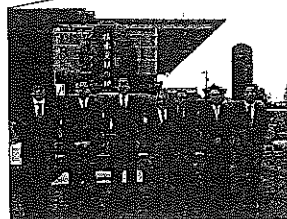
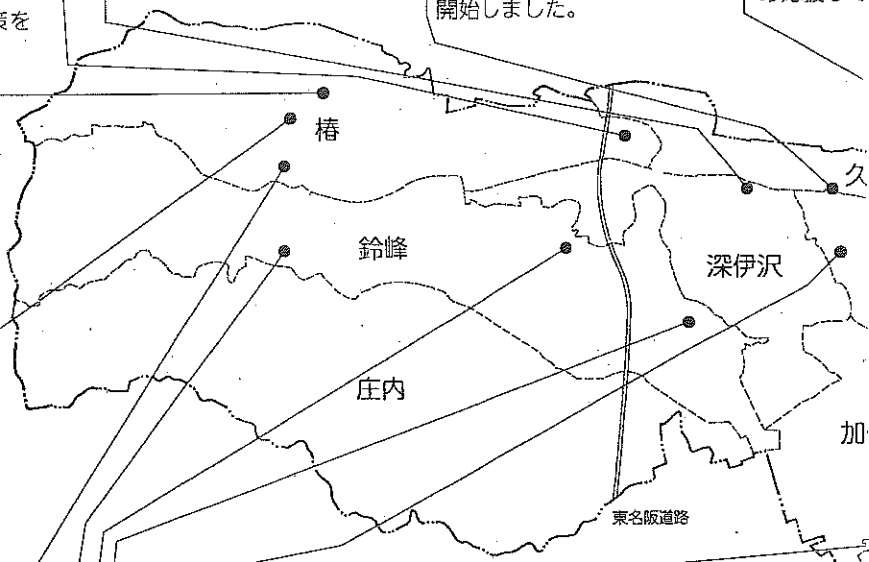
鈴西小学校恒例の“もりのまつり”。児童教育、特に能動的体験学習への支援に結び付けて参ります。



宮妻峡線の見通しの悪さを解消すべく、拡幅し歩道を設置するよう県土整備部に掛け合い、このたび測量を開始しました。



鈴鹿フラワ2回開催のりの知名度のための広幸め応援して



鞠ヶ野にて「植木発祥の地、祈願祭」出席。三重県花植木振興会会長として、県の植木産業の発展を祈願しました。



芥川の中富田(山地区)の危険地域の改修のため予算獲得に尽力しています。設計から次の段階へと推進していきます。



庄野地区のホテルの生息を地域の皆さんが会を作り守っています。私も一会員として、できる限り草刈りなどの年間作業を手伝っています。

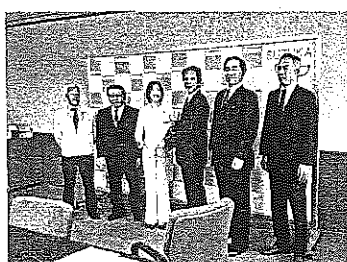


県道平野ーにより二度ないために拡幅し歩道本年度中にます。

公契約条例の制定に向けて

鈴鹿市長に対し公契約条例の制定に向け鈴鹿市公契約条例検討協議会会長として、三重県協議会の会長と共に要望をしました。共に検討会を立ち上げ議論する事になりました。

ここで言う公契約条例というのは、国や地方自治体が発注する契約に限って、そこに働く労働者に対して、労務費を見積書の金額で支払うことを義務付ける制度を指します。入札による低価格受注のしわ寄せが弱い立場の労働者に向かうことを防止するためのものです。競争入札参加者としても同じ土俵での競争となり、これまでの低賃金による技術後継者不足の解消にもなると考えられ、同時に市の財産の品質向上につながると考えられます。



21600032



一パークで年
れる植木まつ
向上や集客の
など予算を含
参ります。



毎年行われている加佐登
農業祭。農産物の品評会では
天候不順の中でも良品
が出品されていました。

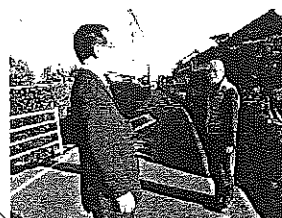


県を通じて、国の補助を得
てサービス付き高齢者住
宅が完成、開業しました。
今後も高齢化対策の支援
活動を進めて参ります。

鈴鹿市での活動報告



浪瀬川災害復旧工事は最終
年度となり、地元要望の河川
堤防のかさ上げ、橋の改修、
排水口などほぼ完成しまし
た。



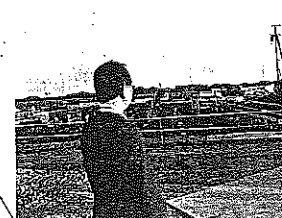
県道鈴鹿港線の拡幅を地元
の皆さんからご要望頂き、県
に働きかけて参りました。設
計測量が始まり、次は用地買
収、工事へと進めます。



飯野地区文化祭の餅つき大
会に参加。事務所を置く地区
の皆さんと交流させて頂く
ことを毎年楽しみにしてい
ます。



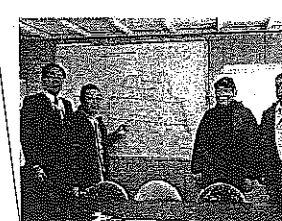
算所地区の防災訓練に参加。
訓練を通じて、高齢者、子供、
障がい者、外国人の避難には
更に取り組みが必要と感じ
ました。



堀切川の拡張改修工事現場
で、沼地対策などの工法につ
いてご苦労を伺いました。手
前は、同時に行われている鈴
鹿市の排水機場の工事現場
です。



横断するのが危険な礫山バ
イパス。署名運動により、1
月11日に、まずは横断歩道
が完成しました。次は、信号
機設置を働きかけます。



稻生地区の圃場整備にあた
り、県の農林水産部に要望
し、国、県、市の予算を得て進
めてきました。課題もありま
すが、あと少しで完了です。



鈴鹿国際大学の協力を得て、
今回も南部商工会のザまつ
りが開催されました。大学の
地域貢献に今後もお手伝い
していきたいと考えます。



山線は、水害
と被害を受け
道路を高くし、
整備します。
工し、開通し



地域要望の強い平和橋から
鈴国橋に向けての新しい道路、
国府バイパスが、いよいよ
測量設計を開始します。
(現場説明会)

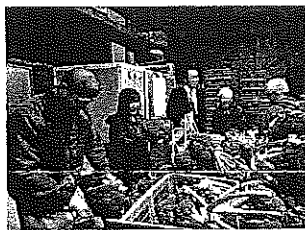


中ノ川の災害復旧工事が
進んできました。現場監督
より河川水位の関係もあり
ますが、工事は順調と状
況を伺いました。



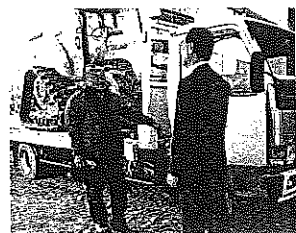
景気高揚策を期待しています。三重県が良くなれば、県民も豊かになり、若者が地元に残ります。私自身も地元経営者として、障害者雇用や地元経済団体による児童教育活動など地元貢献に心掛けて努力しています。道路事情を考えると、個人的意見ですが、白子からサーキットまでモノレールができればと便利が良いと思います。日頃、藤田県議と話しているとならばと思ふことや、色々活動されているのもっと発信されたほうがよいと思います。

三重工熱(株) 常務取締役 村上道哉さん



耕地整理の相談など藤田県議には日頃大変お世話になっています。私共の農園は、生産量重視ではなく、土作りにこだわり農産物を作っていますので、安心食材のPRをもっと欲しいのと地元の農産物の認知度を上げて頂きたいです。

藤本農園 代表 藤本幸生さん



全国稲作経営者会議青年部の副会長職を通じて活動する中で、生産所得、雇用、全農への期待、高付加価値化、農地法など多くの経営課題を感じました。県が国に対して直接所得補償での生産原価補填を制度化するために談判して欲しいです。また、農業予算は半分以上圃場整備などで土建業界にあてられます。県においても予算に限りはありますが、技術開発や新品種の研究、人材の教育などの支援を期待しています。

(株)あぐりすずみ 代表 杉本政紀さん



「お互い様」の考え方を徹底し、障がい者のみでなく誰でも働ける職場を目指しています。働くことで、心優しく、明るくなってくる農業分野を今後拡大していきたいです。JALのビジネスクラスの機内食に「こっち菜」の野菜が採用されたことは、従事者にやりがいと喜びをもたらしました。鈴鹿市内に惣菜・弁当のアンテナショップ開店も計画しており、更に成果につなげていきたいと考えています。短大みたいな専門コースで学び、訓練をして社会にスムーズに入ってこれるような職業訓練の受け皿があれば要望します。三重県の一層の助力をお願いします。

(株)レグルス 代表取締役社長 伊藤良一さん

藤田よしみを通じて 県政に 求めたいこと!



藤田よしみは、日々、地元の皆さんに学ばせて頂いております。一つ一つ着実に取り組んでまいりますので、たくさんのお声を聞かせてください。



藤田県議は農業出身で、農業改革に尽力し、我々農業を承継している若手経営者支援に熱意ある活動をされています。今後はこの組織を通じて、藤田県議の支援で他府県の同業視察や国の機関との意見交換、経営学の勉強など、活発に学ばせて頂きたいと期待しています。また、一方で、地元鈴鹿の農業のPRや知名度アップも共に取り組む機会を与えて頂き、自立し更なる事業承継に向けての育成をお願いします。

鈴鹿の農業を考える会 会員一同



女子テニス連盟では、市内のテニスコートを使って、幼児からテニスを教えています。小学生の中には、全国レベルの優秀な選手も生まれてきています。平成33年には、三重県で国体が開催されることもあり、是非、県下の中学校に硬式テニス部をもっと作ってください。

日本女子テニス連盟
三重県支部長 河本美代子さん



景気が良くなっていると思えないです。政府の政策が一つの方向しか目が向いていないのではないのでしょうか。低所得者への3万円はばらまきとしか受け取れません。非正規社員が増加し、年収300万円以下の国民は20%から30%に。車や携帯電話は必需品となり、今やクリーニングは贅沢消費となっています。可処分所得を増やす政策をお願いします。

川岸クリーニング 代表 川岸憲博さん

パーソナルDATA

- 生年月日/1951年5月3日 鈴鹿市生まれ
- 現住所/鈴鹿市花川町217-3
- 家族構成/父 母 息子夫婦 孫3人(8人4世代同居)
- 趣味/読書、散歩 ■身長/183cm

役職

- 歴任した役職/鈴鹿市消防団員として16年間活動
- 現在の役職/鈴鹿商工会議所 参与
- 三重県花植木振興会 会長
- 花の国づくり三重県協議会 会長
- 鈴鹿市公契約条例検討協議会 会長

経歴

- 1970年 県立四日市高校卒業
- 1974年 国立静岡大学農学部園芸学科卒業
- 1981年 農業組合法人「鈴鹿施設花き生産組合」設立 代表理事組合長となる
- 1982年 温泉の掘削着手、湧出に成功し使用開始(生産組合としての事業)
- 2007年 三重県議会議員選挙に当選 現在3期目

藤田よしみプロフィール

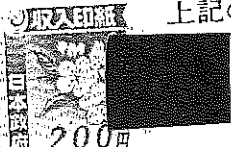
- 2011年 東日本大震災に関する復旧、復興支援特別委員会 委員長
- 2012年 総務地域連携常任委員会 委員長
- 2013年 戦略企画雇用経済常任委員会 委員長 / 四日市港管理組合議会 議員
- 2014年 防災県土整備企業常任委員 / 四日市港管理組合議会 議員
- 2015年 環境生活農林水産常任委員 / 四日市港管理組合議会 議長

21600034

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：広聴広報費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年3月22日
金額	8,167円
支払先	三重PR社
支出内容	県政レポート自治会役員宛郵送用 封筒代
備考	41040円÷5000枚×995通=8167円

領 収 証		No. _____
藤田 宜三 様		28 年 3 月 22 日
金額	74,104.00 円	現金 ☒
		小切手 ☐
但し 封筒印刷代		
上記の金額正に領収いたしました		総合広告代理店
		
		〒513-0025 三重県鈴鹿市竹野1丁目6-33 ☎(0593) 83-0856 ㊟(0593) 83-0856

21600035



ゆうメール

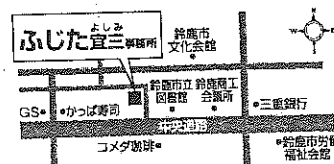


三重県議会議員

ふじた^{よしみ}宜三事務所

〒513-0809
鈴鹿市西条6丁目105 サノオフィスビル1D号

Tel 059-384-5858
Fax 059-384-5502

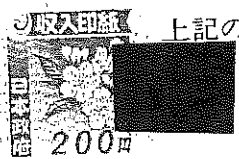


21600036

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：広聴広報費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年3月31日
金額	189,177円
支払先	三重PR社
支出内容	新聞折り込み代金
備考	折り込み手数料

領 収 証		No. _____
藤田 宜三 様		28 年 3 月 31 日
金額	4 189 177 円	現金 ☒
但し 郵政レポート手数料		小切手 ☐
 上記の金額正に領収いたしました		総合広告代理店 三重PR社 〒513-0025 三重県鈴鹿市竹野1丁目6-33 ☎ (0593) 83-0856 ☎ (0593) 83-0856

21600037

要請陳情等活動費

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：要請陳情等活動費）

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三			
用務	要望 鈴鹿市長に申し入れ			
日程	平成27年8月5日 ～ 平成27年8月5日			
行き先	鈴鹿市役所			
金額	3,600円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,600円
	自家用車使用1	8/5-8/5	自宅 ⇄ 鈴鹿市役所 (30円/km × 20km)	600円
	政務雑費1	8/5-8/5	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

21600039

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：要請陳情等活動費）

旅行者名	三重県議会議員 藤田 宜三			
用務	ネクスコにて三重県花植木生産振興に協力要請			
日程	平成27年11月10日 ~ 平成27年11月10日			
行き先	四日市市内			
金額	3,750円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,750円
	自家用車使用1	11/10-11/10	自宅 ⇄ ネクスコ(30円/km × 25km)	750円
	政務雑費1	11/10-11/10	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

21600040

會議費

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：会議費）

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三		
用務	多文化共生を考える議員の会		
日程	平成27年9月12日 ～ 平成27年9月12日		
行き先	鈴鹿市内（ジェフリー鈴鹿）		
金額	3,600円		
支出内訳	1 旅費		合計 3,600円
	自家用車使用1 9/12-9/12 自宅 ⇄ ジェフリー鈴鹿(30円/km × 20km)		600円
	政務雑費1 9/12-9/12 (3,000円/日 × 1日)		3,000円
備考			

21600042

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：会議費）

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三	
用務	能動的体験学習について検討会	
日程	平成28年2月19日 ~ 平成28年2月19日	
行き先	ジェフリー鈴鹿	
金額	3,600円	
支出内訳	1. 旅費	合計 3,600円
	自家用車使用1 2/19-2/19 自宅 ⇄ ジェフリー鈴鹿 (30円/km × 20km)	600円
	政務雑費1 2/19-2/19 (3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考		

21600043

旅費等支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：会議費)

旅行者氏名	三重県議会議員 藤田 宜三 		
用務	県政報告会		
日程	平成28年3月4日 ~ 平成28年3月4日		
行き先	鈴鹿市内(長太)		
金額	6,900円		
支出内訳	1 旅費		合計 3,900円
	自家用車使用1	3/4-3/4 自宅 ⇄ 北長太集会所 (30円/km × 30km)	900円
	政務雑費1	3/4-3/4 (3,000円/日 × 1日)	3,000円
	2 付随する経費		合計 3,000円
	その他1	3/4-3/4 集会所使用料	3,000円
備考			

領 収 証

No. _____

藤田 宜三 様

平成28年3月4日



★

¥ 0,000-

但

集会所 利用料にて

上記正に領収いたしました

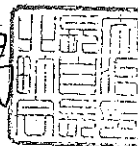
内 訳

税抜金額 3,000円

消費税額等(%)

北長太町自治会会長

森川 文男



資料購入費

21600045

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年5月27日
金額	7,595円
支払先	吉井新聞店
支出内容	日経新聞・中日新聞代
備考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年5月27日
金 額	6,007円
支 払 先	朝日新聞
支 出 内 容	朝日新聞、伊勢新聞代
備 考	

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年6月29日
金額	7,595円
支払先	吉井新聞店
支出内容	日経新聞・中日新聞代
備考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年6月29日
金 額	6,007円
支 払 先	朝日新聞
支 出 内 容	朝日新聞、伊勢新聞代
備 考	

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

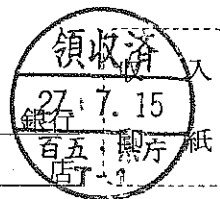
職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年7月15日
金額	1,000円
支払先	一般財団法人三重県職員互助会
支出内容	三重県職員録2冊
備考	

三職互	振込金受取書	
平成	27年	7月15日
平成	年度	月分
金額	百	千
	円	円
振込先銀行	百五銀行県庁支店 普通預金 688	
受取人	ザイ)ミエケンシヨクインゴジョカイレジチョウ (一財)三重県職員互助会理事長 様	
振込人	フリガナ	シンセイミエ
	所属名	新政みえ
振込人	フリガナ	フジタヨシミ
	氏名	藤田宜三様
振込内容	職員録代金0018	

上記のとおり振込金として
受け取りました。

(取扱店)

(取扱店→振込人)



21600050

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年7月27日
金額	7,595円
支払先	吉井新聞店
支出内容	日経新聞・中日新聞代
備考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年7月27日
金 額	6,007円
支 払 先	朝日新聞
支 出 内 容	朝日新聞、伊勢新聞代
備 考	

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年8月10日
金額	29,214円
支払先	一般社団法人 農山漁村文化協会
支出内容	現代農業一年分
備考	

払込受領証 (コンビニエンスストア支払用)

ゆづちよ銀行又は郵便局でお支払いの場合、は左側の2枚だけをお出しください。

払込人氏名	藤田 宜三 様
請求番号	1200082051
gs150716-2514 2420706004 有効期限 2015年08月31日	
金額	29214 円
受取人 一般社団法人 農山漁村文化協会	
金額訂正された	
払込票は、コン ビニエンスストア でしかお支払い できません。	

お客様控

21600053

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年8月27日
金額	7,595円
支払先	吉井新聞店
支出内容	日経新聞・中日新聞代
備考	

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年8月27日
金額	6,007円
支払先	朝日新聞
支出内容	朝日新聞、伊勢新聞代
備考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年9月28日
金 額	7,595円
支 払 先	吉井新聞店
支 出 内 容	日経新聞・中日新聞代
備 考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年9月28日
金 額	6,007円
支 払 先	朝日新聞
支 出 内 容	朝日新聞、伊勢新聞代
備 考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年10月27日
金 額	7,595円
支 払 先	吉井新聞店
支 出 内 容	日経新聞・中日新聞代
備 考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年10月27日
金 額	6,007円
支 払 先	朝日新聞
支 出 内 容	朝日新聞、伊勢新聞代
備 考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年11月24日
金 額	30,687円
支 払 先	一般社団法人 農山漁村文化協会
支 出 内 容	シリーズ田園回帰 地域季刊地域 現代農業 代金
備 考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年11月27日
金 額	7,595円
支 払 先	吉井新聞店
支 出 内 容	日経新聞・中日新聞代
備 考	

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年11月27日
金額	6,007円
支払先	朝日新聞
支出内容	朝日新聞、伊勢新聞代
備考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年12月28日
金 額	7,595円
支 払 先	吉井新聞店
支 出 内 容	日経新聞・中日新聞代
備 考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年12月28日
金 額	6,007円
支 払 先	朝日新聞
支 出 内 容	朝日新聞、伊勢新聞代
備 考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年1月27日
金 額	7,595円
支 払 先	吉井新聞店
支 出 内 容	日経新聞・中日新聞代
備 考	

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年1月27日
金額	6,007円
支払先	朝日新聞
支出内容	朝日新聞、伊勢新聞代
備考	

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年2月29日
金額	7,595円
支払先	吉井新聞店
支出内容	日経新聞・中日新聞代
備考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年2月29日
金 額	6,007円
支 払 先	朝日新聞
支 出 内 容	朝日新聞、伊勢新聞代
備 考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年3月28日
金 額	7,595円
支 払 先	吉井新聞店
支 出 内 容	日経新聞・中日新聞代
備 考	

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年3月28日
金 額	6,007円
支 払 先	朝日新聞
支 出 内 容	朝日新聞、伊勢新聞代
備 考	

21600070

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年3月31日
金額	28,853円
支払先	鈴鹿農協
支出内容	農業新聞代
備考	

領 収 証		No. C 088853
藤田 宜三 様		
金額	2 8 8 5 3	
消費税分 円を含みます		
農業新聞		
5月～3月分		
上記の通り正に領収いたしました。		
金額内訳 現金 小切手 手形 平成28年3月31日 鈴鹿農業協同組合 (久間田支店)		
取扱者印 28.3.31		鈴鹿農業協同組合 久間田支店

١٢٢

[illegible]

与、年金、配当金などの自動受取や公共料金の自動支払を
総ご利用の際は、こちらの金融機関番号・店番号、普通貯金
□姓番号を指定ください。

9665-009 中国舞剧 中国舞剧全集

貯金種類	口座番号	課税区分	マル優限度額	変更日	限度額
				年 月 日	円

也深博

通帳発行日 25年12月24日

通帳発行回数

通帳・キャッシュカードを紛失した場合は、下記連絡先まで至急ご連絡ください。

●平日8:30~17:00

お取引のJA窓口

● 上記以外

TEL 059-231-2523

印紙税法第5条の適用により非課税

お取引店 鈴木農業協同会

久間田支店

電話號碼: 059-374-0009

通帳発行店：久間田支店

21600072

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
6-07-28				
6-08-11				
6-08-27				
6-08-29				
6-08-29				
6-09-10				
6-09-26				
6-09-29				
6-10-14				
6-10-27				
6-11-27				
6-12-29				
21600073				
7-01-14				
7-01-27				
7-02-09				
7-02-27				
7-03-25				
7-03-27				
7-04-14				
7-04-27				
7-05-20				
7-05-21				
7-05-27	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		
7-06-22				

・他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該銀行に表
示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の種類によって異なります。詳細については窓口にお問
い合わせください。

差引残高の金額頭部にマイ
ナス「-」表示がある場合
はお借入残高を表します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
27-06-25				
27-06-29	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		
27-07-14				
27-07-27	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		
27-08-10				
27-08-27	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		
27-09-28	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		
27-10-14				
27-10-27	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		
27-11-24	振替	*30,687SMBC(ノウマンキョウ		
27-11-27	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		
27-12-28	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		
27-12-28				
28-01-14				
28-01-27	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		
28-01-27				
28-02-15				
28-02-29	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		
28-03-03				
28-03-28	口座振替	*6,007DF.アサヒシブアソタ		

・他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該銀行に表
示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の種類によって異なります。詳細については窓口にお問
い合わせください。

差引残高の金額頭部にマイ
ナス「-」表示がある場合
はお借入残高を表します。

I **C** **H** **E**

廣 告 刊 例

[illegible]

与、年金、記当金などの自動受取や公共料金の自動支払を
ご利用の際は、こちらの金融機関番号・店舗番号、普通貯金
口座番号をご指定ください。

6665-100

貯金種類	口座番号	課税区分	又ハ儲限度額	変更日	限度額
				年月日	千円

通帳発行回数 4回
通帳発行日 24年12月25日

お取引店 鈴鹿農業協同組合

本店

電話 059-384-1111

通帳発行店 本店

通帳・キャッシュカードを紛失
した場合は、下記連絡先まで
お急ぎください。

平日 8:30~17:00

お取引のJA窓口

● 上記以外

TEL 059-231-2523

印紙税法第5条の適用により非課税

21600074

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日	種別	費	お支払金額	お預り金額	差引	残高
27-05-07						
27-05-11						
27-05-15						
27-05-18						
27-05-18						
27-05-18						
27-05-18						
27-05-18						
27-05-19						
27-05-19						
27-05-25	振替			*95,000円 イイ"ヨウ" フト		
27-05-25						
27-05-26						
27-05-26						
27-05-27	振替			*7,595円 イイ"ヨウ" フト		
27-05-27						
27-05-29						
27-05-29						
27-05-29						
27-06-01						
27-06-01						
27-06-03						

他店舗でのご入金およびお振込は随時にご提示し、そのお支払可能日は当該銀行に表
示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店舗の通帳によって異なります。詳細については窓口にお問
い合わせください。

「差引残高の金額頭部にマイナス「ー」表示がある場合はお借入残高を表します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

[illegible]

他店券でのご入食およびお振込は領収書に表示し、そのお支払可能日は当該領収書に記載されています。
なお、お支払可能時刻は他店券の建額によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引残高の金額頭部にマイナス「ー」表示がある場合は借入残意を要します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年 月 日 通 票 差 引 残 高

27-06-05
27-06-10
27-06-10
27-06-10
27-06-15
27-06-15
27-06-16
27-06-18
27-06-22 振替 *35,640
27-06-25 振替 *95,000
27-06-25

*35,640
*95,000

*7,595

振替

27-06-25
27-06-26
27-06-26
27-06-29
27-06-29 振替 *7,595
27-06-30
27-06-30
27-07-03
27-07-06
27-07-07
27-07-07

他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表
示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の欄頭によって異なります。詳細については窓口にお問
い合わせください。

差引残高の金額欄にマイ
ナス「-」表示がある場合
はお借入残高を表します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年 月 日 通 票 差 引 残 高

27-07-10
27-07-10
27-07-10
27-07-14
27-07-15
27-07-21
27-07-24
27-07-27 振替 *7,595
27-07-27
27-07-27
27-07-27 振替 *95,000
27-07-27

*7,595

*95,000

振替

21600076

他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表
示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の欄頭によって異なります。詳細については窓口にお問
い合わせください。

差引残高の金額欄にマイ
ナス「-」表示がある場合
はお借入残高を表します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日 振 受 お支払金額 お預り金額 差引残高

27-08-26				
27-08-26				
27-08-27	振替		*7,595円77	
27-08-27				
27-08-27				
27-08-27				
27-08-31				
27-08-31				
27-08-31				
27-08-31				
27-09-03				
27-09-07				

21600077

27-09-10				
27-09-12				
27-09-14				
27-09-14				
27-09-15				
27-09-18				
27-09-21				

27-09-24	振替		*35,640円76	
27-09-24				
27-09-24				
27-09-25	振替		*95,000円71	
27-09-25				

・他店券でのご入金およびお振込は簡要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の欄類によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引残高の金額欄部にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日 振 受 お支払金額 お預り金額 差引残高

27-08-07				
27-08-07				
27-08-07				
27-08-07				
27-08-10				
27-08-10				
27-08-10				
27-08-10				
27-08-11				
27-08-11				
27-08-14				

27-08-14				
27-08-15				
27-08-16				
27-08-17				
27-08-18				
27-08-18				
27-08-19				
27-08-19				
27-08-19				

27-08-25	振替		*95,000円71	
27-08-25				
27-08-25				

・他店券でのご入金およびお振込は簡要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の欄類によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引残高の金額欄部にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日	隔	要	お支払金額	お預り金額	差	引	残	高
27-10-11								
27-10-12								
27-10-12								
27-10-13		水道料	*3,055					
27-10-13								
27-10-15								
27-10-15								
27-10-16								
27-10-19								
27-10-23								
27-10-26								
27-10-26								

27-10-26	振替	*95,000	7197373	
27-10-26				
27-10-26				
27-10-26				
27-10-27	振替	*7,595	3977373	
27-10-27				
27-10-27				
27-10-30				
27-10-30				
27-10-30				
27-10-30				
27-11-02				

他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の履歴によって異なります。詳細については窓口にお問合わせください。

差引残高の金額欄にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。

21600078

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日	隔	要	お支払金額	お預り金額	差	引	残	高
27-09-25								
27-09-25								
27-09-25								
27-09-26								
27-09-26								
27-09-28		振替	*7,595	3977373				
27-09-28								
27-09-28								
27-09-28								
27-09-28								
27-09-29								
27-09-30								

27-09-30				
27-09-30				
27-09-30				
27-09-30				
27-09-30				
27-10-01				
27-10-01				
27-10-04				
27-10-04				
27-10-05				
27-10-05				
27-10-09				

他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の履歴によって異なります。詳細については窓口にお問合わせください。

差引残高の金額欄にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日 摘要 お支払金額 お預り金額 差引残高

27-12-15				
27-12-15				
27-12-15				
27-12-15				
27-12-16				
27-12-16				
27-12-18				
27-12-18				
27-12-21	振替	*35,640	セコメ	
27-12-21				
27-12-21				
27-12-25				

27-12-25	振替	*95,000	イダシヨウジ	7ト
27-12-25				
27-12-25				
27-12-25				
27-12-28				
27-12-28	振替	*7,595	イダシヨウジ	7ト
27-12-28				
27-12-28				
27-12-28				
27-12-29				
28-01-04				
28-01-04				

他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の欄類によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引残高の金額欄部にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日 摘要 お支払金額 お預り金額 差引残高

27-11-02				
27-11-02				
27-11-02				
27-11-04				
27-11-05				
27-11-10				
27-11-10				
27-11-13				
27-11-13				
27-11-14				
27-11-14				
27-11-18				

27-11-20				
27-11-20				
27-11-20				
27-11-20				
27-11-25	振替	*95,000	イダシヨウジ	7ト
27-11-25				
27-11-25				
27-11-26				
27-11-26				
27-11-27	振替	*7,595	イダシヨウジ	7ト
27-11-27				
27-11-27				

他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の欄類によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引残高の金額欄部にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日 摘要 お支払金額 お預り金額 差引残高

28-01-29
28-01-29
28-02-01
28-02-01
28-02-01
28-02-01
28-02-03
28-02-05
28-02-10
28-02-10
28-02-15
28-02-15

28-02-15
28-02-15
28-02-15
28-02-15
28-02-15
28-02-18
28-02-20
28-02-22
28-02-25 振替 *95,000(1)イタリョウジ フト
28-02-25

・他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の履歴によって異なります。詳細については窓口にお問合わせください。

差引残高の金額頭部にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日 摘要 お支払金額 お預り金額 差引残高

28-01-04
28-01-04
28-01-04
28-01-04
28-01-04
28-01-04
28-01-05
28-01-08
28-01-09
28-01-12
28-01-12
28-01-15

28-01-18
28-01-19
28-01-21
28-01-25 振替 *95,000(1)イタリョウジ フト
28-01-25
28-01-25
28-01-26
28-01-26
28-01-27 振替 *7,595(3)イタリョウジ フトン
28-01-27
28-01-27
28-01-27

・他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の履歴によって異なります。詳細については窓口にお問合わせください。

差引残高の金額頭部にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。

21600080

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
28-03-20				
28-03-21				
28-03-21				
28-03-22	振替	*35,640	2063E	
28-03-24				
28-03-25	振替	*95,000	11イタ"シヨウ" フト	
28-03-25				
28-03-25				
28-03-25				
28-03-28				
28-03-28	振替	*7,595	ヨシシ"ア"ンデン	

21600081

・他店券でのご入金およびお振込は簡要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の種類によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引残高の金額欄部にマイ
ナス「-」表示がある場合は
お借入残高を要します。

自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
-----	----	----------	----------	---------

28-03-03				
28-02-25				
28-02-26				
28-02-26				
28-02-29				
28-02-29				
28-02-29				
28-02-29	振替	*7,595	ヨシシ"ア"ンデン	
28-02-29				
28-02-29				
28-02-29				
28-03-03				

・他店券でのご入金およびお振込は簡要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の種類によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引残高の金額欄部にマイ
ナス「-」表示がある場合は
お借入残高を要します。

事務所費

21600082

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年5月25日
金額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支払先	飯田商事
支出内容	事務所賃借料料
備考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年6月22日
金額	17,820円(35,640×按分率1/2)
支払先	セコム三重
支出内容	事務所警備費
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年6月25日
金 額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支 払 先	飯田商事
支 出 内 容	事務所賃借料
備 考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年7月27日
金 額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支 払 先	飯田商事
支 出 内 容	事務所賃借料
備 考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年8月25日
金額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支払先	飯田商事
支出内容	事務所賃借料
備考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年9月24日
金 額	17,820円(35,640×按分率1/2)
支 払 先	セコム三重
支 出 内 容	事務所警備費
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年9月25日
金 額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支 払 先	飯田商事
支 出 内 容	事務所賃借料
備 考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年10月26日
金額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支払先	飯田商事
支出内容	事務所賃借料
備考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年11月25日
金 額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支 払 先	飯田商事
支 出 内 容	事務所賃借料
備 考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年12月21日
金 額	17,820円(35,640×按分率1/2)
支 払 先	セコム三重
支 出 内 容	事務所警備費
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年12月25日
金額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支払先	飯田商事
支出内容	事務所賃借料
備考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年1月25日
金 額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支 払 先	飯田商事
支 出 内 容	事務所賃借料
備 考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年2月25日
金額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支払先	飯田商事
支出内容	事務所賃借料
備考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年3月22日
金 額	16,770円(33,540×按分率1/2)
支 払 先	セコム三重
支 出 内 容	事務所警備費
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額のうち、申し合わせにより事務所費＋事務費＋人件費が99万円を超えてはならない規定のため減額し計上。

6

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年3月25日
金額	47,250円(94,500×按分率1/2)
支払先	飯田商事
支出内容	事務所賃借料
備考	引き落とし金額¥95000より、自治会費¥500を除いた金額を、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

賃貸借契約書

賃貸人 ■■■■■ (以下甲という)と賃借人 藤田 宜三 (以下乙という)とは、甲の所有にかかる第一条記載の賃貸借室につき、次の契約を締結した。

第 1 条 甲は乙に対し、下記の賃貸借室を賃貸し、乙はこれを賃借する。

所在地 鈴鹿市西条6丁目105

構 造 鉄骨造3階建

床面積 1 階 1D 号室 12.5 坪

第 2 条 使用目的

乙は賃貸借室を店舗の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第 3 条 賃貸借の期間

イ、賃貸借の期間は、平成 19 年 9 月 1 日より平成 22 年 8 月 31 日までの 3 年間とする。

ロ、期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲においては六ヶ月前、乙においては三ヶ月前までに相手方に対してその旨書面によって通知しなければならない。

ハ、期間満了の三ヶ月前までに甲または乙が相手方に対して何等意思表示しないときは、同一条件でさらに 3 年間契約を更新するものとする。その後の満了期間についても同様とする。

第 4 条 期間内の解約

賃貸借期間中に本契約を解約しようとするときは、甲においては六ヶ月前、乙においては三ヶ月前までに相手方に対し書面によってその予告をしなければならない。

第 5 条 賃 料

イ、賃料は月額金 80,000 円+消費税也として、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する下記口座へ振り込むものとする。(振込手数料は乙の負担)なお指定期日に遅れた場合は、遅延損害金

(年14.6%)を付してすみやかに支払うものとする。

銀行名 百五銀行 平田町駅前支店

口座名 普通

口座番号 56755

名義人 有限会社 飯田商事

- ロ、物価の変動、土地建物に対する公租公課その他経費の増加、近隣の土地建物賃料の変動、その他経済情勢の変動に基づく事情によって、当該賃料が不相当と認められるに至った時は、甲は契約期間中であっても賃料の増額の請求をすることができるものとし、乙はあらかじめ、これを承諾するものとする。

第6条 費用の負担

- イ、乙は共益費月額金10,000円+消費税、自治会費500円也を甲に支払うものとする。
- ロ、前条の賃料にかかる規定は、共益費においても準用されるものとする。
- ハ、乙の賃貸借室使用に関連して生ずる賃貸借室内の冷暖房および電気、ガス、水道料等の費用並びに消火器維持費等は一切乙の負担とし、甲が立替えるものは、甲の請求によって直ちに支払うものとする。

第7条 禁止事項

乙は次の行為をしてはならない。

- イ、乙は、賃貸借権を譲渡しまたは担保に供すること。
- ロ、賃貸借室の全部または一部を第三者に転貸し、若しくは使用させる等またはそれと同様の事象を生じさせること。
- ハ、賃貸借室内に第三者を同居させ又は乙以外の在室名義を表示すること。
- ニ、他の賃借人に迷惑となる行為、その他賃貸借室を含む建物に損害を及ぼすような一切の行為。

第8条 駐車場

- イ、乙は、指定された駐車場を3台使用することとする。
- ハ、駐車場内の車両の管理及び第三者の無断駐車は乙の責任においてこれを行い、事故、盗難、物損、除雪、落書き等に関して甲は一切責任を負わないものとする。

第 9 条 修 理

- イ、賃貸借室の壁、天井、床等に関する修繕（塗装替えを含む）及び設備機器（蛍光灯、冷暖房等）は原則として乙の負担とする。
- ロ、前項の修理箇所を発見した時は、乙は速やかに甲に通知する義務を負いかつ自己負担の修繕と言えども、必ず甲と協議の上実施するものとする。

第 10 条 原状変更

- イ、乙が造作、設備の新設、除去、変更、その他賃貸借室においてすべて原状を変更しようとするときは、予め甲の書面による承諾を得なければ着手できないものとし、これに要する費用は、一切乙の負担とする。
- ロ、前項の工事を実行する場合は、その内容、方法につき甲と密に連絡を行い、その都度甲の承諾を得なければならない。

第 11 条 損害の賠償

乙又はその代理人、使用人、賃貸人、その他関係者の故意又は過失に因って甲若しくは第三者に損害を与えた場合は、乙は一切これを賠償しなければならない。

第 12 条 免 責

- イ、地震、火災、水害等の災害、また甲が、甲及び建物所有者としてその維持管理上、通常支払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気、ガス、水道および冷暖房、階段その他建物の設備に起因若しくは関連し、又は盗難若しくは示威運動、労働争議等により乙に損害が生じた場合、いずれも甲はその責任を負わない。
- ロ、乙が他の賃借人と関連して被った損害に対しては、事態の如何にかかわらず甲はその責任を負わない。
- ハ、甲が行う建物の修理、又は改造等の工事により生ずるサービスの不足及び共用部分又は賃貸借室の一部の使用禁止若しくは使用上の制約に関しては、甲はその責任を負わない。

第 13 条 立入点検

イ、甲又はその代理人は、建物の保全衛生、防犯、防火救護その他建物

7
の管理上必要ある時は、予め乙に通知した上で賃貸借室に立入り、これを点検し適宜の措置を講ずる事ができる。但し非常の場合甲が予めこの旨を、乙に通知する事ができない時は、事後速やかに乙に報告するものとする。

ロ、前項の場合乙は甲の措置に協力しなければならない。

第 14 条 善管注意義務

乙は、賃貸借室及び共用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

第 15 条 入居契約金

イ、乙は甲に対して賃貸借契約に関する入居契約金として、下記金額を本契約締結と同時に次の通り差し入れるものとする。

敷金 金 240,000円也

礼金 金 168,000円也

ロ、甲は、契約期間満了により契約が終了してから賃貸物件の返還を受けた時は、遅滞なく前項の敷金 240,000円也を乙に返還しなければならない。但し、敷金には利息はつけないものとする。
又、乙が負担すべき債務、或いは賃料の滞納があるときは敷金より差引かれても異議を申さない。

ハ、乙に遅滞賃料、損害賠償その他本契約に基づく債務の不履行がある時は、甲は何等の催告なしに敷金をこれに充当できるものとし、この場合乙は、充当の通知を受けた日から五日以内に、敷金の不足額を補充しなければならない。

但し、乙は本賃貸借契約期間中は、敷金をもって賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。

ニ、乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第 16 条 契約の消滅

天災、地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失、若しくは破損して賃貸借室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

第 17 条 契約の解除

乙に次の各号のいずれかに該当する事があつた時は、甲は何等催告なしに本契約を解除することができるものとする。

- イ、賃料その他の債務を一ヶ月以上怠ったとき。
- ロ、第7条の規定に違反したとき。
- ハ、賃貸借室を第2条の目的以外に使用したとき。
- ニ、他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
- ホ、賃貸借室を甲の承諾なしに一ヶ月以上使用しないとき。
- ヘ、仮差押え、仮処分、強制執行、破産、民事再生手続、会社整理、会社更生解散若しくは、死亡、禁治産の宣告があつたとき。
- ト、著しく信用を失墜する事実があつたとき。

第 18 条 物件の明渡し

- イ、本契約終了と同時に乙は賃貸借室に乙において設置した造作設備及び乙所有の物件を解約後直ちに自己の費用をもって撤去し、乙の希望により甲が設置した甲所有の物件についても甲の要求があるときは、自己の費用をもってこれを取外し甲に引き渡すと共に、賃貸借室およびその付属設備造作の破損箇所を自己の費用をもって修理し、賃貸借室を原状に復してこれを甲に引き渡すものとする。
- ロ、本契約が終了し、乙が賃貸借室を明渡さない時は、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料合計額の倍額の損害金及び、諸費用相当額を甲に支払い、かつ明渡し遅延により甲が損害を被つた時は、その損害を賠償しなければならない。
- ハ、本契約が終了し、乙が賃貸借室を明渡しした後に賃貸借室内に残置した物件がある時は、甲は任意にこれを処分する事ができる。

第 19 条 造作、買取、請求権等

乙は賃貸借室の明渡しに際しその事由、名目の如何にかかわらず賃貸借室諸造作及び設備について支出した必要費有益費の償還請求又は移転料、立退き料、補償金等名目の如何を問わず一切の金銭的請求はしない事はもちろん、賃貸借室内に自己の費用をもって設置した諸造作設備等の買取を甲に請求することはできない。

第 20 条 連帯保証人

保証人は本契約に基づき、乙の負担する一切の債務履行に関し、乙と連帯してその責に任ずるものとする。

第 21 条 管轄裁判所

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意した。

第 22 条

本契約に定めのない事項並びに契約事項の解釈に疑義を生じたときは、甲、乙、立会人ともに誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第 23 条

特約事項

- イ. 乙並びに保証人は甲の要求に応じ、乙の負担において金銭債務不履行のときは直ちに強制執行を受けても異議ない旨の認諾条項を付して契約の趣旨に従い公正証書を作成することを承諾します。
- ロ. この契約以外の事項については、民法慣習に従い善処すること。

以上の通り契約が成立したので、本契約書二通を作成し、甲乙各自署名押印の上各一通を保有する。

年 月 日

貸 貸 人 (甲) 住 所

氏 名

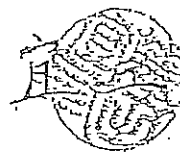
貸 借 人 (乙)

住 所

三重県鈴鹿市花川町2993

氏 名

藤 田



仲 介 人

住 所

氏 名

仲 介 人

住 所

三重県鈴鹿市飯野寺町296-1

氏 名

有限会社 飯田商事



管理会社

住 所

三重県鈴鹿市飯野寺町296-1

氏 名

有限会社 飯田商事



取引主任者

登録番号

氏 名

契約書

締結した日 2007年10月16日

鈴鹿市西条町6丁目105
お客様 サオオビル5F
ふじた 魚三事務所
藤田直三

当行（私）は下記を承諾のうえ、セコム三栄株式会社（以下「セコム」といいます）とここに契約します。

(1) 契約物件	
所在地	三重県 鈴鹿市 西条 6丁目 105 サオオビル5F
名称	ふじた 魚三事務所
(2) 契約コード	NE647426
(3) 通信回線およびサービス商品名	お客様の、GION回線を使用するセコムDX
(4) セコムが提供するサービス	防犯サービス 火災監視サービス
(5) サービス開始日	2007年 10月 16日
(6) 契約期間	この契約の契約期間は、サービス開始日から5年間とし、契約した日の翌日より開始します。ただし、契約期間満了の3か月前までに、お客様またはセコムが相手方に対して、文書による契約終了の意思表示がないときは、この契約は自動的により更新され、その後も同様とします。

契約にかかわる費用	支払時期	支払方法
(1) 契約料金（月額）	金 11,000円 （税込 金 12,650円）	請求書発行後30日までに、お客様の自動引き落とし
(2) 保証金	金 50,000円	契約した当日より7日以内 現金
(3) 機材設置工事費	金 30,000円 （税込 金 33,900円）	工事完了日より1週間以内 現金

01 セコム三栄株式会社	セコム三栄株式会社
02 代表取締役社長	藤田直三
03 代表取締役副社長	藤田直三
04 代表取締役専任	藤田直三
05 代表取締役専任	藤田直三
06 代表取締役専任	藤田直三
07 代表取締役専任	藤田直三
08 代表取締役専任	藤田直三
09 代表取締役専任	藤田直三
10 代表取締役専任	藤田直三
11 代表取締役専任	藤田直三
12 代表取締役専任	藤田直三
13 代表取締役専任	藤田直三
14 代表取締役専任	藤田直三
15 代表取締役専任	藤田直三
16 代表取締役専任	藤田直三
17 代表取締役専任	藤田直三
18 代表取締役専任	藤田直三
19 代表取締役専任	藤田直三
20 代表取締役専任	藤田直三
21 代表取締役専任	藤田直三
22 代表取締役専任	藤田直三
23 代表取締役専任	藤田直三
24 代表取締役専任	藤田直三
25 代表取締役専任	藤田直三
26 代表取締役専任	藤田直三
27 代表取締役専任	藤田直三
28 代表取締役専任	藤田直三
29 代表取締役専任	藤田直三
30 代表取締役専任	藤田直三
31 代表取締役専任	藤田直三
32 代表取締役専任	藤田直三
33 代表取締役専任	藤田直三
34 代表取締役専任	藤田直三
35 代表取締役専任	藤田直三
36 代表取締役専任	藤田直三
37 代表取締役専任	藤田直三
38 代表取締役専任	藤田直三
39 代表取締役専任	藤田直三
40 代表取締役専任	藤田直三
41 代表取締役専任	藤田直三
42 代表取締役専任	藤田直三
43 代表取締役専任	藤田直三
44 代表取締役専任	藤田直三
45 代表取締役専任	藤田直三
46 代表取締役専任	藤田直三
47 代表取締役専任	藤田直三
48 代表取締役専任	藤田直三
49 代表取締役専任	藤田直三
50 代表取締役専任	藤田直三
51 代表取締役専任	藤田直三
52 代表取締役専任	藤田直三
53 代表取締役専任	藤田直三
54 代表取締役専任	藤田直三
55 代表取締役専任	藤田直三
56 代表取締役専任	藤田直三
57 代表取締役専任	藤田直三
58 代表取締役専任	藤田直三
59 代表取締役専任	藤田直三
60 代表取締役専任	藤田直三
61 代表取締役専任	藤田直三
62 代表取締役専任	藤田直三
63 代表取締役専任	藤田直三
64 代表取締役専任	藤田直三
65 代表取締役専任	藤田直三
66 代表取締役専任	藤田直三
67 代表取締役専任	藤田直三
68 代表取締役専任	藤田直三
69 代表取締役専任	藤田直三
70 代表取締役専任	藤田直三
71 代表取締役専任	藤田直三
72 代表取締役専任	藤田直三
73 代表取締役専任	藤田直三
74 代表取締役専任	藤田直三
75 代表取締役専任	藤田直三
76 代表取締役専任	藤田直三
77 代表取締役専任	藤田直三
78 代表取締役専任	藤田直三
79 代表取締役専任	藤田直三
80 代表取締役専任	藤田直三
81 代表取締役専任	藤田直三
82 代表取締役専任	藤田直三
83 代表取締役専任	藤田直三
84 代表取締役専任	藤田直三
85 代表取締役専任	藤田直三
86 代表取締役専任	藤田直三
87 代表取締役専任	藤田直三
88 代表取締役専任	藤田直三
89 代表取締役専任	藤田直三
90 代表取締役専任	藤田直三
91 代表取締役専任	藤田直三
92 代表取締役専任	藤田直三
93 代表取締役専任	藤田直三
94 代表取締役専任	藤田直三
95 代表取締役専任	藤田直三
96 代表取締役専任	藤田直三
97 代表取締役専任	藤田直三
98 代表取締役専任	藤田直三
99 代表取締役専任	藤田直三
100 代表取締役専任	藤田直三

人 件 費

21600106

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年5月31日
金額	40,000円(80,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	給与
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領収証

藤田 宜三

様

No. _____

★

¥ 80,000

但

5月分

H. 27 年 5 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

21600107

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年6月30日
金額	40,000円(80,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	給与
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領 収 証

藤田 宜三

様

No. _____

★ ¥ 80,000
但 6月分

H. 27 年 6 月 30 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

21600108

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年7月31日
金額	40,000円(80,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	給与
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領 収 証

藤 田 宜 三 様

No. _____

★

¥ 80,000

但

7月分

H. 27 年 7 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

ユクヨ ウケ-1097

21600109

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年8月31日
金額	40,000円(80,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	給与
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領 収 証

藤田 宜三

様

No. _____

★ 手 80,000
但 8月分

平成27年 8月 31日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

21600110

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年9月30日
金額	40,000円(80,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	給与
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領 収 証

藤田 宜三 様

No. _____

★ 但 80.000
9月分

平成27年 9月30 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

21600111

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年10月31日
金額	40,000円(80,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	給与
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領 収 証

藤田 宜三

様

No. _____

★

¥ 80,000

但

10月分

H27 年 10 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

21600112

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年11月30日
金額	40,000円(80,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	給与
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領 収 証

藤田 宜三 様

No. _____

★ 円80,000

但 11月分

H27 年 11 月 30 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

21600113

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成27年12月28日
金額	40,000円(80,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	給与
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領 収 証

藤 田 宜 三 様

No. _____

★ ￥80,000

但 12月分

H27 年 12 月 28 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

21600114

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年1月31日
金額	40,000円(80,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	給与
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領 収 証

藤田 宜三 様

No. _____

★ ￥80,000
但 1月分

H28 年 1 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

21600115

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三
支払年月日	平成28年2月29日
金額	40,000円(80,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	給与
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領収証

藤田 宜三 様

No. _____

★ ￥ 80,000

但 2月29日

H 28 年 2 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1087

21600116

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
現住所			
電話番号		緊急時の連絡先	

下記条件にて契約と致します。

雇 用 期 間	平成27年 5月 1日 から 平成28年4月30日 まで (但し、双方の協議により自動延長する事が出来る)
就 業 場 所	鈴鹿市西条6丁目105
職 務 内 容	調査研究 事務一般
就 業 時 間	9:00—— 15:00
休 日	週に2日とし、曜日は協議により決定する
給与(賃金)	月 給 80,000 円
給 与 支 払	末日締切 15日支払
支払い方法	双方の協議により決定する

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成 27 年 4月 20日

雇用者

氏名

藤田直三

被雇用者

氏名

21600117